

## 工事請負契約書第25条第1項から第4項（全体スライド）の増額となる場合の運用について

### 1 用語の定義

- (1) 請求日：・スライド変更の可能性があるため、協議を申入れた日。  
・請負契約締結の日（又は直前のスライド基準日）から12月を経過した後の日であること。
- (2) 基準日：・スライド変更のため出来高を確認した日。  
・賃金水準、物価水準変動後単価の基準となる日。  
・請求日から14日以内。
- (3) 残工期：・スライド基準日以降の工事期間。

### 2 適用対象工事

- (1) 請負契約締結の日（又は直前のスライド基準日）から12月を経過した工事であること。〔契約書第25条1項〕
- (2) 残工事の工期がスライド基準日から2月以上あること。

### 3 スライド額の算定

- (1) 請負者と協議するためのスライド額は、次式により算定する。  
$$S = P2 - P1 - (P1 \times 15 / 1,000) \quad (\text{但し、} P1 < P2)$$

S：スライド額  
P1：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額  
P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額  
( $P = \alpha \times Z$ 、 $\alpha$ ：落札率、Z：積算額)
- (2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。  
また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。
- (3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果15/1,000以上のスライド額となる場合は、15/1,000を超える額をスライド額とする。

#### 4 基準日の設定

- (1) 受注者は、請負契約締結の日(又は直前のスライド基準日)から12月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について協議開始を申し入れる。
- (2) 発注者は、請求日から14日以内に工事の出来高確認を行い、基準日とする。

#### 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。
- (3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。  
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。
  - 1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - 2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。
  - 3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

#### 6 物価指数等

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。  
なお、受注者側の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

#### 7 変更契約の時期

スライドの契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

#### 8 スライド額の説明

スライド額の協議時において、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費内訳書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

#### 9 その他

本運用により難しい場合については、発注者と受注者で協議して、変更額を決定する。